

平成29年度

隨時監査結果報告書
(工事)

平成30年2月

北海道監査委員

監 査 報 告 書

第 1 監査の概要

1 監査の目的

工事に関する随時監査については、工事完成後に不可視となる施工部分の確認、工事施工中の安全対策などに着目して検証を行い、速やかな是正又は改善を求めることを目的とし、道が発注している請負工事のうち、主に平成29年度施工中の工事を対象として、技術的な見地から合規性のほか、経済性、効率性及び有効性の視点に重点をおいて実施した。

2 監査の実施部局及び実施時期

別表に掲げるとおり、16部局を対象に実施した。

3 監査の実施方法

実地監査により、計画、設計、積算、施工、事務処理及びその他の項目について、設計図書やその他の関係書類の内容及び工事の施工状況を確認するとともに、関係職員からの事情聴取により実施した。

4 監査結果の区分

監査の結果については、是正又は改善を求めることとした事項を次により指摘事項、指導事項又は検討事項に区分した。

《指摘事項》

- (1) 法令、条例、規則又は通達に違反しているもの
- (2) 施工不良や出来高不足などにより機能が発揮されていないもの
- (3) 予定価格の積算に誤りがあり、契約金額が正当な積算金額を上回っているもの
- (4) (3)に該当するものを除き予定価格の積算に誤りがあるもの
- (5) 計画、設計、施工において、経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの

《指導事項》

指摘事項の区分に該当するもののうち軽易と認められるもの

《検討事項》

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討を要するもの

第2 監査の結果

監査の結果、指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の内訳は、次のとおりである。

項目	1 合规性の視点				2 経済性、効率性、有効性の視点				合計
	指摘事項	指導事項	検討事項	小計	指摘事項	指導事項	検討事項	小計	
設計		2		2					2
積算	1	4		5					5
事務処理		2		2					2
合計	1	8		9					9

合规性の視点から是正又は改善を求めたもの

1 設計

《指導事項》

ア 道路維持工事において、歩道を補修するに当たり、設計図書には、工事目的物の寸法や材料の品質・規格を明示した設計図が必要であるが、これを作成していなかった。
(十勝総合振興局)

イ 道路改良工事において、設計変更によりバス停車帯の工事等を追加したが、バス停車帯の工事費の計上を行わなかったため、設計金額が143万6,400円過少となっていた。
(空知総合振興局)

2 積算

《指摘事項》

砂防工事において、工事用道路で使用する敷鉄板の積算に当たり、日額賃料及び供用日数を誤ったため、設計金額が531万3,600円過大となっていた。
(渡島総合振興局)

《指導事項》

ア 橋梁の上部架設工事において、ベント^{注1}の解体の積算に当たり、使用しない50～55トン吊クローラークレーン^{注2}の分解組立運搬費を計上したため、設計金額が159万8,400円過大となっていた。

また、ベントの基礎杭の撤去の積算に当たり、200トン吊クローラークレーンの分解組立運搬費を計上すべきところ、200トン吊トラッククレーン^{注3}の分解組立運搬費を計上したため、設計金額が36万7,200円過少となっていた。

(上川総合振興局)

注1) ベントとは、橋桁を設置する際に設ける仮の受け台

注2) クローラークレーンとは、キャタピラーによる走行形式のクレーン

注3) トラッククレーンとは、トラックにクレーンを取り付けた自走式クレーン

イ 農地整備工事において、整地工の積算に当たり、32トンブルドーザを使用することとしているが、分解組立運搬費を計上しなかったため、設計金額が77万7,600円過少となっていた。(オホーツク総合振興局)

ウ 高等学校改造工事において、産業廃棄物として処理するアスファルト防水材の処分費の単価を誤って積算したため、設計金額が117万7,200円過大となっていた。(建設部)

エ 河川改修工事において、築堤工の盛土工の積算に当たり、ブルドーザによる施工数量が10,000m³未満の場合は、15トン級ブルドーザを適用すべきところ、21トン級ブルドーザを適用したため、施工費及び分解組立運搬費の設計金額が50万7,600円過大となっていた。(空知総合振興局)

3 事務処理

《指導事項》

ア 道路改良工事において、土工量等を概数としているが、概数を確定するに当たり、工事着手前に受注者と発注者が工事施工協議簿により、数量の確定を行わなければならないが、これを行っていなかった。(上川総合振興局)

イ 排水路工事において、土工量等を概数としているが、概数を確定するに当たり、工事着手前に発注者と受注者が工事施工打合せ簿により、数量の確定を行わなければならないが、これを行っていなかった。(後志総合振興局)

(別 表)

監 査 実 施 部 局 及 び 監 査 実 施 時 期

監査実施部局名	監 査 実 施 年 月 日
宗谷総合振興局	平成29年 9月 5日 ~ 平成29年 9月 8日
胆振総合振興局	平成29年 9月12日 ~ 平成29年 9月15日
日高振興局	平成29年 9月12日 ~ 平成29年 9月15日
石狩教育局	平成29年 9月14日 ~ 平成29年 9月15日
檜山振興局	平成29年 9月20日 ~ 平成29年 9月22日
留萌振興局	平成29年 9月20日 ~ 平成29年 9月22日
上川総合振興局	平成29年10月 3日 ~ 平成29年10月 6日
後志総合振興局	平成29年10月10日 ~ 平成29年10月13日
石狩振興局	平成29年10月11日 ~ 平成29年10月13日
オホーツク総合振興局	平成29年10月17日 ~ 平成29年10月20日
建設部 (建築局)	平成29年10月31日 ~ 平成29年11月 2日
十勝総合振興局	平成29年11月 7日 ~ 平成29年11月10日
空知総合振興局	平成29年11月14日 ~ 平成29年11月17日
渡島総合振興局	平成29年12月 5日 ~ 平成29年12月 8日
釧路総合振興局	平成29年12月12日 ~ 平成29年12月15日
根室振興局	平成29年12月12日 ~ 平成29年12月15日
計16部局	